

京都市告示第 36 号

平成 11 年 9 月 30 日京都市告示第 245 号（建築基準法による特定工程の指定等）の一部を次のように改めます。

平成 23 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

第 2 項を削り，第 3 項を第 2 項とし，同項第 1 号中「主要構造部」の右に「(床，屋根及び階段を除く。)」を加え，「又は兼用住宅」を「，兼用住宅」に改め，「同じ。」の右に「，長屋，共同住宅又は寄宿舍」を加え，同項第 2 号中「(以下「特殊建築物」という)」を「(床及びはりの両方に配筋工事がある場合の階数が 3 以上の共同住宅を除く。以下「特殊建築物」という。)」に改めます。

第 4 項を第 3 項とします。

第 5 項を第 4 項とし，同項中「による当該認証に係る」を「により製造された型式部材等を使用した」に改めます。

別表を以下のとおり改めます。

建築物		指定する特定工程及び特定工程後の工程			
		基礎工事に関する工程		建方工事に関する工程	
		特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
(1)	2 階建て住宅等	—	—	土台，柱，はり及び筋かい（以下この表において「木造の軸組」という。）を金物等により接合する工事の工程（桝組壁工	木造の軸組を覆う床，壁及び天井を設ける工事の工程（桝組壁工法）にあつては，桝組みを覆う屋内側の壁及び天井を設け

				法による場合にあっては、木材で組み立てた枠組を設置する工事の過程)	る工事の工程)
(2)	階数が1の特殊建築物	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコンクリートを打設する工事の工程	—	—
(3)	階数2以上の特殊建築物で主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の全部又は一部を木造としたもの	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコンクリートを打設する工事の工程	木造の軸組を金物等により接合する工事の工程（枠組壁工法による場合にあっては、木材で組み立てた枠組を設置する工事の過程)	木造の軸組を覆う床、壁及び天井を設ける工事の工程（枠組壁工法にあっては、枠組を覆う屋内側の壁及び天井を設ける工事の工程)
(4)	階数2以上の特殊建築物で主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコンクリートを打設する工事の工程	最初の床版を取り付ける工事の工程	鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事、内装工事及び最初の床にコンクリートを打設す

	の全部又は一部を鉄骨造としたもの				る工事の工程
(5)	階数2以上の特殊建築物で主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の全部又は一部を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造としたもの	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコンクリートを打設する工事の工程	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリートを打設する工事の工程
(6)	階数2以上の特殊建築物で主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）が混合したもの	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコンクリートを打設する工事の工程	2階の床の構造の区分に応じ、(3)の項から(5)の項までに掲げる建方工事に関する特定工程	2階の床の構造の区分に応じ、(3)の項から(5)の項までに掲げる建方工事に関する特定工程後の工程

備考1 この表で「枠組壁工法」とあるのは、木材で組まれた枠組みに構造用合

板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法をいいます。

備考2 建築物の規模、敷地又は周辺の状況により、1の建築物について複数の工区に分けて工事を行う場合にあつては、それぞれの工区における当該工事の工程を中間検査の対象とします。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行します。

(経過措置)

2 この告示による改正後の平成11年9月30日京都市告示第245号の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知がされた建築物について適用し、施行日前に法第6条第1項の規定若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知がされた建築物については、なお従前の例によります。

(都市計画局建築指導部建築審査課)